

令和 年度 市民税・県民税  
国民健康保険料  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料

申告書付表(課税方式の選択用)

フリガナ		生 年	明・大
氏 名	印	月 日	昭・平 年 月 日
住 所		電話番号	

※この付表および申告書の内容(所得等)が、当該年度の市民税・県民税、国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料(以下、「市県民税等」という)すべての算定基準となります。

※留意事項および添付書類等については、裏面をご確認ください。

1. 上場株式等の配当・譲渡所得等(特定口座分(源泉徴収あり))の課税方式の選択について

- 上場株式の配当・譲渡所得等について、市県民税等には全て申告しません。 (申告不要)  
⇒2の①～⑤に「0」と記入ください。
- 上場株式の配当・譲渡所得等について、市県民税等には次のとおり申告します。 (一部申告)  
※上場株式の配当・譲渡所得等について、所得税の確定申告書どおりの場合は提出不要です。

(単位:円)

取引口座	所得税(確定申告)での申告内容				市県民税等で申告する内容			
	所得の種類	課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額		所得の種類	課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
証券会社 銀行 ( )	配当等所得	<input type="checkbox"/> 総合課税		⇒	配当等所得	<input type="checkbox"/> 申告不要		④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税				<input type="checkbox"/> ①総合課税		
証券会社 銀行 ( )	譲渡所得等	分離課税		⇒	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要		⑤株式等譲渡所得割額
		<input type="checkbox"/> ②分離課税	<input type="checkbox"/> ③分離課税					
証券会社 銀行 ( )	配当等所得	<input type="checkbox"/> 総合課税		⇒	配当等所得	<input type="checkbox"/> 申告不要		④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税				<input type="checkbox"/> ①総合課税		
証券会社 銀行 ( )	譲渡所得等	分離課税		⇒	譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要		⑤株式等譲渡所得割額
		<input type="checkbox"/> ②分離課税	<input type="checkbox"/> ③分離課税					

※①～⑤のそれぞれの合計額を2の①～⑤に記入してください。

2. 市県民税等で申告する上場株式等の配当・譲渡所得等(特定口座分(源泉徴収あり))について

(単位:円)

	配当所得等の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
上場株式等の配当所得	①総合課税の合計	④配当割額の合計
	②分離課税の合計	
上場株式等の譲渡所得等	③分離課税の合計	⑤株式等譲渡所得割額の合計

所得税と市県民税等において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

○所得税と市県民税等において、異なる課税方式を選択することが可能な所得について

所得税と市県民税等において、異なる課税方式を選択可能な所得については、上場株式等の配当等に  
係る所得および譲渡所得等で所得税 15.315%、住民税 5%が源泉徴収された所得です。

※源泉徴収されていない譲渡所得、非上場株式および大口株主分の配当所得については異なる課税方式  
を選択することはできません。

※同一の源泉徴収口座内で、譲渡損失と上場株式等の配当所得等がある場合は、上場株式等の配当所  
得にかかる所得のみを申告不要とすることはできません。

○申告書の提出期限について

上場株式等の配当・譲渡所得等(特定口座(源泉徴収あり))に係る所得税と市県民税等での異なる課税  
方式を選択する場合は、納税通知書が送達される時までが提出期限となっております。

納税通知書の送達日の目安として、市県民税が給与から特別徴収される方については、5月31日までに  
給与支払者から納税義務者へ交付されます。普通徴収の方については、6月中旬に送付しております。

また、給与所得に対する市県民税は給与からの特別徴収とし、給与年金(65歳以上)以外の所得を普通  
徴収で納付される方については6月の普通徴収分の納税通知書をもって送達日とします。

※納税通知書の送達以降、新たに所得税の確定申告書で上場株式等の配当・譲渡所得等((特定口座(源  
泉徴収あり))に係る所得等を申告されたとしても市県民税等には申告不要を選択したものとみなします。

○申告される場合の必要資料について

- ・市県民税等 申告書 および 本付表
- ・確定申告書を提出した場合、確定申告書の控えの写し 一式  
(確定申告書の第1表～第4表(1)、(2)および株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 など)
- ・特定口座年間取引報告書の写しまたは上場株式配当等の支払通知書 など

○課税方式を選択することによる留意事項について

- ・この付表および申告書の内容(所得)等が、当該年度の市民税・県民税、国民健康保険料、介護保険料  
および後期高齢者医療保険料(これ以降、市県民税等とする)すべての算定基準となります。
- ・また、申告書の内容(所得)等で扶養控除、配偶者(特別)控除の適用可否および市県民税の課税・非課  
税の判定に影響する場合がありますのでご注意ください。
- ・申告不要を選択した所得にかかる、配当割額および上場株式等の株式等譲渡所得割額の適用はありま  
せん。
- ・内容について、お尋ねさせていただく場合がございますので電話番号を記入ください。

○記入にあたっての留意事項について

- ・付表の1には特定口座毎の情報を記入ください。
- ・付表の2には1にて市県民税等で申告する内容の合計を記入ください。
- ※申告する総合課税の配当がある場合は市県民税等申告書の「オ」および「⑤」へ記入ください。
- ※申告する配当割額および株式等譲渡所得割額がある場合は市県民税等申告書の「13」へ記入ください。